

## 重要事項説明書（高圧・特別高圧）

下記の事項を十分にお読みください。

電気事業法第2条の13に従い、お客さまと当社との間の電力需給契約（以下、「需給契約」といいます。）について、重要な事項を説明いたします。

その他詳細については、当社WEBサイト掲載の電気需給約款（高圧・特別高圧）および電気需給約款別冊（高圧・特別高圧）（以下、総称して「約款」といいます。）の内容を必ずご確認ください。

掲載URL：<https://fixpower.co.jp/約款・重要事項説明書/>

### 1. 小売電気事業者（契約当事者）

#### (1) 事業者情報

株式会社フィックスパワー（小売電気事業者登録番号：A0522）  
〒170-0013 東京都豊島区東池袋二丁目60番2号

#### (2) お問い合わせ窓口

電話：03-6821-4860（受付時間：10:00～18:00） ※非営業日：土日祝  
Eメール：support@fixpower.co.jp

### 2. 申込み方法

(1) 約款および本書面の内容を承諾のうえ、電力需給契約申込書（高圧・特別高圧）（以下、「申込書」といいます。）に必要事項を記載し、提出いただきます。

### 3. 申込みのキャンセル

(1) 供給開始日前に、お申込みをキャンセルされる場合は、供給開始日確定前までにご連絡いただく必要がございます。供給開始日確定後はキャンセルが不可となり、供給が開始されますのでご注意ください。

### 4. 供給開始の予定年月日

(1) 供給開始日は、当社がお申込みを受付けた日から供給に必要な手続き（計量器の取り替え等）が完了した後の当社が定めた検針日となります。

(2) 申込書に記載の供給開始予定日は予定ですので、確定日は、当社よりお客さまにお送りする契約締結後書面をご確認ください（電子メール、書面、その他当社が適当と判断した方法にてお送りいたします。）。

### 5. 契約プラン・契約期間

(1) 原則として下表のとおりといたします。ただし、申込書または契約書で定める場合はその内容に準じます。

プラン	契約期間
フィックスバリュー1Y	供給開始日から起算して、1年間

フィックスバリュー3Y	供給開始日から起算して、3年間
フィックスバリュー5Y	供給開始日から起算して、5年間

## 6. 契約更新

(1) 契約期間満了の3ヶ月前までにお客さままたは当社のいずれからも、相手方に対し、契約を終了させる旨の書面による申し出がない限り、需給契約は契約期間満了の翌日以降同一の期間で更新されるものとし、以後も同様といたします。

## 7. 解約および解除

(1) 契約期間にかかわらず、お客さままたは当社が需給契約の解約を希望する場合は、解約希望日の3ヶ月前までに協議をすることにより、需給契約を解約することができるものといたします。

(2) お客さまが以下の事由にいずれかに該当した場合、当社は契約を解除することがあります。この場合、当社は、原則として15日前までにお客さまに対し通知いたします。

- ①当社が指定する期日を経過してなお債務の支払い（契約保証金の預託を含みます。）を行わない場合
- ②電気需給約款（高圧・特別高圧）第7条第3項各号のいずれかに該当する事由（当社が需給契約の申込みを承諾しない場合の事由）が発生または発覚した場合
- ③契約住所または連絡先が判明せず、電力供給の継続が困難と当社が判断する場合
- ④取引に伴う代金の支払い等を停止したとき、または手形交換取引所の取引停止処分があったとき
- ⑤仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、または民事再生、破産、会社更生などの申立があったとき
- ⑥営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
- ⑦その他当社の債権保全のため必要と認められる事由が発生したとき
- ⑧上記①～⑦に定める各事項に準ずる事項が発生したとき

(3) 当社は、天災その他の不可抗力、または当社の資金繰りの著しい悪化などにより電力の供給を継続することが著しく困難となった場合には、供給契約を解除することがあります。この場合、当社は、3ヶ月前までにお客さまに対して通知いたします。

## 8. 契約電力

(1) 特別高圧電力は、お客さまと当社で協議の上、決定させていただきます。

(2) 高圧電力の場合、契約電力500kW以上は、お客さまと当社で協議の上、決定させていただきます。  
契約電力500kW未満は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値といたします。

## 9. 供給電圧および周波数

(1) 特別高圧電力は、原則供給電圧20,000V以上とし、周波数は東日本を50Hz、西日本を60Hzといたします。

(2) 高圧電力は、原則供給電圧 6,000V とし、周波数は東日本を 50 Hz、西日本を 60 Hz といたします。

※静岡県の富士川と新潟県の糸魚川あたりを境に、東側を東日本、西側を西日本としております。

## 10. 計量方法および料金調定の方法

(1) 計量は、一般送配電事業者が設置した記録型計量器により、一般送配電事業者が行います。

(2) 料金調定は、当社が毎月お知らせする前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間、または前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間にて、一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき行います。

## 11. 料金の支払方法・支払期日

	支払方法	詳細	支払期日
1	銀行口座振替	支払日は原則として毎月 28 日となります。	原則として当社が料金の通知をした月の 28 日
2	その他	事情により、当社から別途指定させていただく場合がございます。	当社が定める日

※料金は、当社が請求・受領代行業務を委託しているスマートビルディングサービス株式会社より請求いたします。

※当社は、お客さまに対する債権を、当社が指定する第三者に譲渡する場合がございます。

## 12. 請求金額・使用量の確認方法

(1) 毎月の請求金額・使用量は、電子メールによる送付等、当社が定める方法にてご確認いただけます。

電子メールは、検針・計量日に基づき請求金額が確定次第、順次送付いたします。

## 13. 小売供給に係る料金

(1) お客さまは、供給開始日以降、約款に定める以下の基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費等調整額（東京エリアは燃料費調整額）および容量確保調整費（調整金の加減を含みます。）の合計額を、当社に対して支払うものといたします。

なお、燃料や電力の取引価格の変動により、電気料金の額は変動いたします。当該変動の額に上限はございません。

- ① 基本料金は、[契約電力×申込書に記載の基本料金単価×（185%－力率）]によって算定される金額といたします。
- ② 電力量料金は、[その1月の使用電力量×申込書に記載の電力量料金単価]によって算定される金額といたします。
- ③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、[その1月の使用電力量×法令に定める告示単価]によって算定される金額といたします。
- ④ 燃料費等調整額（東京エリアは燃料費調整額）は、[その1月の使用電力量×約款に基づき算定されるその1月の燃料費等調整単価（東京エリアは燃料費調整単価）]によって算定される金額といたします。

なお、燃料費等調整単価（東京エリアは燃料費調整単価）は、当社 WEB サイトまたは当社が適当と判断した方法で毎月開示いたします。

- ⑤ 容量確保調整費は、[料金の算定期間の初日における契約電力×当社が定める容量確保調整費単価]によって算定される金額といたします。

なお、容量確保調整費単価（調整金を含みます。）は、当社 WEB サイトまたは当社が適当と判断した方法で開示いたします。

(2) 当社は、一般送配電事業者による託送供給約款の変更、経済情勢の変動、燃料価格や卸電力市場における電力取引価格の変動等の事由により、料金の改定（単価・算出方法の変更等その他のお客さまの料金に係る変更をいい以下同じとします。）を実施する場合がございます。料金の改定を実施する場合には、事前に内容およびその適用開始日を書面の送付、WEB サイトでの開示、または電子メールを送信する方法、その他当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知することで、需給契約における料金の改定を行うことができるものといたします。

#### 14. 契約保証金

(1) ご契約に際し、お客さまに、予想月額料金の3ヶ月分相当額を上限として契約保証金を預託いただく場合があります。この場合、初回の料金のお支払い時に一括でお預けいただきます。また、契約期間中、お客さまにお支払いの遅延が生じた場合には、当社は契約保証金の預託をご請求することがあります。

(2) 契約保証金は、お客さまに未払金がある場合にはその充当金として使用し、契約終了後、当社は3ヶ月以内に残額を返還します。なお、契約保証金に利息は付されません。

#### 15. 違約金

(1) 更新月での解約の場合を除き、解約日から契約期間満了時までの期間の基本料金に相当する金額を違約金として当社にお支払いいただきます。

(2) お客さまが、電気需給約款 第36条（当社の契約解除権）に定める内容に一つでも該当し、当社が契約を解除した場合、以下算定式に定める金額と、当社が需給契約の履行および解約の為に要した設備費用および工事費用等の実費の合計額を当社にお支払いいただきます。

[(契約電力×1月当たりの基本料金×契約期間の残余期間) + (供給開始日より解約通知日までの1日当たり平均電力使用量×電力量料金の夏季料金×契約期間の残余日数)]

#### 16. 遅延損害金

(1) お客さまが料金または工事費等の支払期日を経過してなお支払われない場合には、遅延損害金を当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

お客さまは、当社所定の方法により、支払遅延金額に対して、支払期日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じて年14.6%の割合（年当たりの割合は、平年に属する日については365日当たりの割合とし、閏年に属する日については366日当たりの割合とします。）で算定

した額の支払義務を負うものいたします。

ただし、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものいたします。

## 17. その他需給契約に係る注意事項

(1) 当社へお申込み前にご利用されていた小売電気事業者等（以下、旧事業者という）との間で締結された契約内容に、違約金等の解約に係るお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へお申込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合がございます。

また、旧事業者との契約においてご利用された以下のサービス等については、当社へのお申込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合がございます。

- ① 特典およびポイントサービス
- ② 割引メニューまたは割引サービス
- ③ 各種照会サービス
- ④ その他旧事業者との取引に係るサービス等

(2) 当社はお客さまへ電気を供給するために、一般送配電事業者との間で託送供給等約款に基づき接続供給契約を締結いたします。

なお、お客さまには、一般送配電事業者が託送供給等約款にて定めた事項を遵守いただきます。

お守りいただけない場合は当社が契約を解除し、一般送配電事業者により電気の供給を受ける他の小売電気事業者に切り替えいただく場合がございます。詳細は約款および託送供給等約款を参照ください。

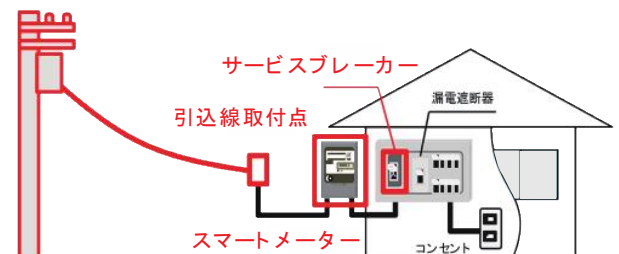
(以下、重要部分を抜粋・要約)

- ① 検針等の作業や保安の確保の観点から必要な場合において、一般送配電事業者の社員または一般送配電事業者が委託した業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由がない限り承諾すること。
  - ② 一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生し、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響をおよぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知すること。
- (3) 供給に必要なお客さまの情報を、一般送配電事業者が、当社や関係業者に提供する場合がございます。

## 18. 計量器・配線工事その他の工事に関する費用負担

(1) 電柱引込線、引込線取付点、スマートメーター、サービスブレーカー部分は、一般送配電事業者の所有設備となりますので、工事や修理の際にお客さまの費用負担は原則発生いたしません。

その他の敷地内機器および設備における工事や修理の費用はお客さまのご負担となります。



(2) お客さまに電力を供給するために必要な設備の施設に係る工事費等の費用を、一般送配

電事業者より当社が求められた場合には、約款に基づき、その費用を、当社の指定する方法によりお客さまに支払いただきます。

(3) お客さまの計量器がスマートメーターでない場合には、供給開始に当たり、一般送配電事業者の委託を受けた工事会社の者がスマートメーターへの取替を実施いたします。（供給開始後に取り替える場合もございます。）

取替費用は原則発生いたしません。主任技術者の立ち合いや、停電を伴う作業が発生する場合がございます。

## 19. 電気の使用法の制限および調整装置等の設置

(1) お客さまの電気の使用法や設置されている機器の特性によっては、他のお客さまの電気の利用または一般送配電事業者等の電気工作物に支障を及ぼすおそれがあります。このような場合、当社は使用の調整をお願いすることがあります。また、必要に応じて、調整装置等をお客さまのご負担で設置していただくことがあります。

## 20. 電気工作物の保安に関する責任

(1) お客さまの需要場所に設置されている電気工作物については、費用負担を含め、お客さまに保安上の管理責任があります。電気工作物に故障その他の不具合が発生した場合には、速やかに当社または一般送配電事業者へご連絡いただく必要があります。

## 21. 供給廃止時に係る注意事項

(1) 電気を停止することにより、設備の破損等、お客さまがお困りになる場合がございます。

① 凍結のおそれのある地域では、凍結防止帯が動作しなくなることで給水管が凍結し、破裂する可能性がございます。

また、凍結により温水器本体が破損する可能性があるため、給水管水抜きの実施などをお願いいたします。

② マンション等の共用灯の廃止は、エレベーターに閉じ込められることや防犯システム・自動ドアのオートロック等の停止、給水タンクへの水の汲み上げ用ポンプが動作しなくなる可能性がございます。

③ 人工呼吸器、酸素吸入器等の医療機器等を使用している場合、廃止により停止の可能性がございます。

以上